

# ハピネス川西ケアハウス運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正心会の設置運営するハピネス川西ケアハウス（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

第2条 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるものとする。

2 施設は、暴力団員対策法第2条第6項並びに兵庫県暴力団排除条例第8条に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という）の支配を受けることなく、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## 第2章 職員及び職務

(職員)

第3条 施設は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年6月1日厚生労働省令107号）に示された所定の職員を含み下記のように配置するものとする。

- |           |      |
|-----------|------|
| (1) 施設長   | 1名   |
| (2) 副施設長  | 1名   |
| (3) 生活相談員 | 1名   |
| (4) 介護職員  | 2名以上 |
| (5) 栄養士   | 1名   |
| (6) 事務員   | 1名   |
| (7) 調理員   | 2名   |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員をおくことができる。

3 前1項(1)に定める職員については、暴力団員等と密接な関係を有するものであってはならない。

(職務)

第4条 職員の職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長は理事長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括する。また、関係機関、団体及び地域社会との連携を密にし、それぞれの協力を求めて施設運営の増進を図る。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 副施設長は施設長の職務を補佐し代行する。
- (3) 生活相談員は、入居者の生活相談、助言、支援等の業務に従事する。

- (4) 介護職員は、入居者の日常生活の相談及び援助業務に従事する。
- (5) 栄養士は、入居者の栄養指導並びに給食管理業務に従事する。
- (6) 事務員は、施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (7) 調理員は、栄養士と連携して給食業務に従事する。

### 第3章 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

#### (食事の提供)

第5条 施設は、入居者に対し毎日3回高齢者に適した食事の提供を行う。

2 食事の時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 8時～9時
- (2) 昼食 12時～13時
- (3) 夕食 18時～19時

ただし、季節等に応じ変更することができる。

3 食事の場所は、原則として食堂とする。

4 検食を毎食毎に行い、これを記録することとする。

#### (入浴)

第6条 入居者の入浴については、2日に1回以上入浴することができる。

2 入浴に際しては、ほかの入居者に配慮し、清潔の維持に留意することとする。

3 入居者は感染性の疾患の疑いがあるときは、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

#### (相談、援助)

第7条 施設は、入居者又はその家族に対して、各種相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (協力医療機関等)

第8条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。

#### (健康の保持)

第9条 入居者の健康管理を確保するため、定期的に健康診断を受ける機会を提供することとする。

2 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うこととする。

#### (利用料等)

第10条 利用料は、国が定める基準等に従って別に定めるものとする。

2 入居者は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。

3 入居者は、施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用を支払うものとする。

## 第4章 入居者の資格及び契約の解除

(入居者の定員)

第11条 施設の入居者定員は、50名とする。

(利用者の資格)

第12条 施設を利用できる者は、次の(1)から(5)のすべてに該当する者に限る。

- (1) 年齢が60歳以上である者。ただし、その者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により、その者と共に利用することが必要と認められる場合はこの限りではない。
- (2) 高齢等により自立して生活するのに不安があると認められるもので、家族と同居することが困難な者。
- (3) 伝染病疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能なる者。
- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能な者。
- (5) 確実な保証能力を有する連帯保証人が得られる者。

(退居)

第13条 入居者が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了することとする。

- (1) 入居者の死亡
- (2) 入居者から退居届の提出がありこれを受理したとき。
- (3) 次条の規定により利用契約を解除したとき。

(利用契約の解除)

第14条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当すると認めるときは利用契約を解除することができる。

- (1) 不正またはいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき、又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 各種サービス等を利用してはなお、施設での自立生活に支障が認められるとき。
- (4) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。
- (5) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。
- (6) 金銭の管理、各種サービスの利用について入居者自身で判断ができなくなったとき。
- (7) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

2 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合具体的に理由を通知する。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(基本原則)

第15条 入居者に対するサービス内容については、施設は老人福祉法の理念に基づき入居者がその心身の状況に応じて、快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。また、施設はサービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

(居宅介護サービスの利用)

第16条 入居者は、入居後に身体状況の変化等により要介護認定を受けたときは、介護サービス等を利用することができるものとする。

2 前項の場合、サービスの利用は入居者の希望を尊重し必要な助言を行うものとする。

(専用居室)

第17条 専用居室は、原状のまま使用する。

2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入所者が行う。又専用居室のゴミ、廃棄物は、入居者が定められた場所まで運搬する。

3 入居者が故意又は重大な過失により専用居室を汚損、破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

4 身体状況の変化等により、居室内の様態替え等を必要とするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

この場合、原則として退去時に原状に復するものとする。

(居室の変更)

第18条 入居者が次の各号の一に該当するときは居室を変更することができる。

(1) 二人部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により1人となったとき。

(2) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。

(3) 前各号のほか、居室の変更が必要と認められるとき。

(転貸等の禁止)

第19条 入居者は、居室を転貸、又は譲渡もしくは入居者以外の方を同居させることができない。

(共用施設・設備)

第20条 共用施設・設備は、相互互譲の精神をもって利用するものとする。

2 入居者は、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。

3 共用施設・設備の清掃、維持管理は施設が行う。

4 入居者が故意又は、重大な過失により共用施設・設備を汚損・破損したときは、原状に復するか、原状に復するために必要な経費を負担する。

5 共用施設・設備の利用については別に定める。

(洗濯)

第21条 洗濯は、入居者が行う。

2 洗濯室の利用については、別に定める。

(起床・就寝)

第22条 起床・就寝の時間はとくに定めない。ただし、テレビ・ラジオ等の音量に留意するなど、ほかの入居者の生活に十分な配慮をしなければならない。

(外出及び外泊)

第23条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先等を施設長に届出るものとする。

(緊急時の対応)

第24条 入居者は、身体の状態の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができる。

2 職員は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。

3 入居者が予め緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡する。

(部外者の利用)

第25条 入居者が近親者など知人の宿泊を希望するときは、予め施設長に届け出てその承認を得て利用できる。

2 一時的な疾病等により看護又は介護が必要となったときは、近親者などを居室に宿泊させることができる。

3 前2項に定める宿泊者が食事の提供を希望するときは、事前に申出ればこれを利用できる。

4 前各号に定める便宜の供与を受けた利用者は、別に定める食事代等の実費を負担する。

(自主活動)

第26条 入居者は、施設が指定する場所を使って自由に趣味・教養の活動を行うことができる。

2 入居者は、自主的にクラブ活動、行事等を行うことができる。ただし、必要な経費は、参加者が負担する。

3 前項の行事等に関して職員の助言が必要な場合でも、自主的活動の趣旨を損なわない範囲に留める。

(小動物の飼育)

第27条 入居者は、施設の承認を受けただうえで、専用居室において、魚類等の飼育をすることができる。ただし、承認を受けた場合であっても、ほかの入居者に迷惑が及ぶときは、これを禁止する。

(新聞・郵便物などの扱い)

第28条 入居者個人で購読する新聞・雑誌及び個人宛郵便物受取のため、集合ポストを施設が設置する。

## 第6章 非常災害対策

(夜間の管理)

第29条 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急連絡の業務に当たらせる。

2 夜間の午後22時から翌朝午前7時までは玄関を施錠する。ただし、やむを得ない事由により開錠の申出があったときは臨機に対応する。

(災害・非常時への対応)

第30条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

- 2 職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。
- 3 施設は災害に対する対応計画を立て、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知するとともに、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行なうものとする。
- 4 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(業務継続計画の策定等)

第31条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上、定期的に行うとともに、研修については別途、新規採用時にも実施する。
- 3 施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(利用者留意事項)

第32条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、別に定める利用者留意事項を利用者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

(面会)

第33条 入居者を面会に訪れる外来者は、玄関に備え付けの台帳にその氏名及び必要事項を記載するものとする。宿泊する場合には、事前に届出を提出し、承諾を受けなければならない。

- 2 施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(施設内の禁止行為)

第34条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはいけない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第35条 施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理)

第36条 施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第37条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上、定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上、定期的実施するとともに研修については別途、新規採用時にも実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。
- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第39条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告することとする。

(重要事項の揭示)

第40条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとする。

(地域社会の連携)

第41条 施設長は、地域社会との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮することとする。

(事務及び業務処理)

第42条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程等に定められたところに従い適切な処理に努めなければならない。

(記録の整備)

第43条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に提供するサービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第44条 施設は、入居者人権擁護及び虐待防止のために次の措置を講ずる。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を年1回以上、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 職員に対する研修を新規採用時、及び年2回以上、定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

(4) 入居者及びその家族等からの苦情処理体制の整備

(5) その他、虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設の職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束禁止に関する事項)

第45条 施設は、切迫性（利用者本人又他の利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束・その他の行動制限を行うこと以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的であること）の3要件を全て満たしていなければ身体拘束を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その経過記録を行い出来るだけ早く拘束を解除するよう努める。

2 施設は、施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善のための身体拘束等廃止委員会を設置し、責任者を置く。委員会は身体拘束廃止に関する指針を整備し、3か月に1回以上、定期的開催するとともに、検討結果を職員に周知徹底する。また、身体拘束廃止に向けた研修を新規採用時、及び年2回以上、定期的実施する。

(サービスの質の向上)

第46条 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保するとともに、研修計画の策定、研修記録の保管等により、サービスの質の向上並びに職員の計画的な人材育成に努める。

2 施設は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、自己評価の結果を公表するよう努める。

付則

(施行)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 一、平成25年4月1日改定
- 令和3年12月1日改定
- 令和7年4月1日改定